


2021年5月19日

各 位

会 社 名  株式会社 日阪製作所

代 表 者 名 代表取締役社長 竹下 好和
社長執行役員

コード番号 6247

上場取引所 東証 第1部

問 合 せ 先 執行役員 波多野 浩史
経営企画本部本部長

電 話 番 号 06-6363-0007

(訂正) 「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2021年5月14日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

記

1. 訂正箇所

- ・第21条(任期)5の除外

第21条(任期)4の内容と重複するため。

2. 訂正内容

(訂正前)

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <前 略> | <前 略> |
| 第21条(任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | 第21条(任期) 1. <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員で</u> |
| <新設> | |
| <新設> | |

| | |
|------|--|
| <新設> | <p>ある取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <新設> | |
| <後略> | |

(訂正後)

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <前略> | <前略> |
| <p>第21条(任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第21条(任期)</p> <p>1. <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <新設> | |
| <新設> | |
| <新設> | |
| <後略> | <後略> |

以上